

**横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託
公募型プロポーザル 実施要領**

令和8年4月

横須賀市 上下水道局

1 目的

本実施要領は、「横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により特定し、随意契約をすることについて必要な事項を定めることを目的とするものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託

(2) 業務内容

別紙「横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとします。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とします。

(4) 履行期間

ア 初期構築期間

契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで

イ 運用保守期間

令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

ただし、運用保守契約は単年度契約とし、予算が本市議会で承認され、本市および受託者双方が合意した場合は、次年度も随意契約することができることとします。この場合において、契約内容は前年度と同条件を原則としますが、システムの改善および市民サービス向上のため、仕様の見直しや契約金額の変更について協議することができるものとします。

(5) 提案価格限度額

本業務に関する限度額（消費税および地方消費税相当額を含む。）は、次のとおりとします。

ア 初期構築費用

30,250,000 円

イ 運用保守費用（令和 10 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 5 年間の総額）

64,350,000 円

※LGWAN 接続からインターネット接続への移行を検討しているため、移行に係る費用は初期構築費用に含めるものとします。ただし、時期が未確定のため、契約後に初期構築期間内に移行しないことがわかった場合は双方で協議するものとします。

3 参加資格要件等

本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

(1) 参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

イ 「かながわ電子入札共同システム」への登録および横須賀市競争入札参加資格の登録を令和 8 年 6 月 1 日（月）までに完了しているまたは完了見込みであること。

なお、参加申込書提出時に完了見込みの場合は、その旨が分かる書類を参加申込書に添付してください。

かながわ電子入札共同システムの登録日程等については、次のホームページを参照してください。

【参考】かながわ電子入札共同システムホームページ

https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/zuiji_uketsuke_schedule.html

- ウ 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- カ 直近10年間で人口30万人以上の水道事業体および下水道事業体において、公営企業会計システムの導入実績（稼働実績）があること。
- キ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度認証（ISO27001）または個人情報保護マネジメントシステム（JISQ15001：2006）に準拠したプライバシーマーク付与を受けていること。
- ク 単一の事業者であること。（複数事業者による共同企業体の参加は認めない。）
- ケ 東京都または神奈川県内に本店、支店または営業所等を1年以上有していること。

(2) 参加に対する制限

参加者1者につき1提案とします。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 担当部署関係者に対し、直接間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合（本要領に定める手続きは除く。）
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと担当部署が認めた場合
- ウ 指定する様式（以下、「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先および提出期限に適合しない場合
 - ② 様式および記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - ④ 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）
- エ プレゼンテーション時間に、正当な理由なく無断で遅れた場合または出席しなかった場合
- オ 初期構築費用および運用保守費用の見積金額が、どちらか一方でも提案価格限度額を超える場合。
- カ 仕様書の要件を満たすことができない場合
- キ その他、選考委員会において不適切と認めた場合

(4) 費用負担

本プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とします。

4 スケジュール

項目	期限等
公募開始（公告）日	令和8年4月20日（月）
質問受付期間	令和8年4月20日（月）から 令和8年5月8日（金）午後5時まで
質問・回答公表日	令和8年5月13日（水）
参加申込書の提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
一次審査結果（参加資格要件）の通知日	令和8年5月20日（水）
技術提案書等の提出期間	令和8年5月20日（水）から 令和8年6月17日（水）午後5時まで
二次審査（プレゼンテーション）実施日	令和8年6月29日（月）予定
二次審査結果通知日	令和8年7月6日（月）予定
契約締結日	令和8年8月3日（月）予定

※公募時点の予定であり、日程は変更になる場合があります。

5 担当部署（関係書類の提出先および問い合わせ先）

(1) 担当者

横須賀市上下水道局 経営部経理課（担当：石渡、甲斐）

(2) 所在地

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地（市役所1号館8階）

(3) 電話番号

046-822-8611（直通）

(4) F A X 番号

046-821-4611

(5) メールアドレス

fa-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

(6) 電話対応可能時間

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 本プロポーザルの参加手続

「3 参加資格要件等（1）参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出してください。なお、各様式および仕様書等については、本市ホームページよりダウンロードしてください。

(1) 提出期間

令和8年4月20日（月）午前9時から令和8年5月15日（金）午後5時（必着）まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日は除く。

※受付は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先および提出方法

「5 担当部署」へ持参または郵送してください。ただし、郵送の場合は、配達記録が残る方法に限り、提出期間内に必着とします。なお、書類は一括して提出してください。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式） : 1部

イ 事業概要調書（第2号様式） : 1部

ウ 登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書） : 1部

※提出日時時点で3か月以内に発行したもの

7 質問受付および回答

本プロポーザルや本業務に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。また、この方法以外による質問および質問受付期間外の質問は受け付けません。

(1) 質問受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月8日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（第3号様式）に記入の上、件名に「質問書：横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託（会社名）」と明記し、「5 担当部署」に電子メールにて提出してください。その際の着信確認は、質問者の責任において行ってください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、概ね3日以内（土日祝日を除く）に質問者に対して電子メールで行いますが、質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。

また、事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては、回答できない場合があります。なお、受け付けたすべての質問およびその回答は、質問・回答公表日に本市ホームページ上に公開します。

(4) 回答公表日

令和8年5月13日（水）午前9時以降

なお、質問および回答内容の公表は、質問者名は非公表とし、質問者名が特定されるおそれがある質問および回答については非公表とする場合があります。

8 一次審査（参加資格要件）および結果通知

「参加申込書を提出した者について、提案者に求められる参加資格要件のすべてを満たしているか否かを審査し、審査結果は次のとおり通知します。

(1) 通知方法 参加申込書（第1号様式）に記載されたメールアドレスあてに電子メールで通知

(2) 通知日 令和8年5月20日（水）予定

9 技術提案書等の提出

本プロポーザルの一次審査を経て「参加資格者」となり、技術提案書の提出依頼を受けた者は、次

のとおり技術提案書等を提出してください。

(1) 提出期間

令和8年5月20日(水)午前9時から令和8年6月17日(水)午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

※受付は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出先および提出方法

「5 担当部署」へ持参または郵送してください。ただし、郵送の場合は、配達記録が残る方法に限り、提出期間内に必着とします。なお、書類は一括して提出することとします。

(3) 提出書類および提出部数

ア 技術提案書(任意様式)	:	正本1部	副本5部
イ 機能要件確認書(第4号様式)	:	正本1部	副本5部
ウ 提案見積書(第5号様式)	:	正本1部	副本5部
エ 貸借対照表、損益計算書を含む決算状況が確認できるもの(任意様式)	:	正本1部	副本5部
オ 上記書類(エを除く)の電子データを保存した電子媒体(CD-R等)	:		1個

10 技術提案書作成

技術提案書は、次に示す構成に従い作成することとします。

- (1) 技術提案書は様式任意とし、表紙に「横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託」と題名を記載し、「提出日」、「提案者名」を記載することとします。
- (2) A4判横書き若しくは縦書きとします。図、表等においては、A3判も可とします。
- (3) 正本がカラーの場合は、副本もカラーとすることとします。
- (4) 技術提案書の容量は、時間内にプレゼンテーションを完了できる範囲とします。時間を超過した場合、その時点で終了となります。
- (5) 技術提案書の内容の作成にあたっては、以下に掲げる事項を必ず記載するものとします。
 - ア 会社概要について(事業履行事業所の人員体制も含む)
 - イ 提案のポイントについて
 - ウ システムの機能について
 - エ システム環境について
 - オ セキュリティ対策について
 - カ システム構築スケジュールについて
 - キ システム構築体制について
 - ク 運用保守体制について
 - ケ 職員に対するシステムの教育および操作研修について
 - コ 独自提案について(特にDX推進の取組みに関するもの)

11 機能要件確認書記載事項

「機能要件確認書(第4号様式)」の機能要件について、貴社パッケージシステムにおける対応可否を記載してください。なお、必須項目事項は全て満たすものとします。また、対応可否について、

パッケージで対応しているもの、カスタマイズを必要とするもの、対応できないもの、それぞれの該当欄に記載してください。なお、諸条件や代替案がある場合は、「備考」欄に記載することとします。

12 見積書作成

本業務の履行および関連する業務の履行に要する費用（見積金額）の「提案見積書（第5号様式）」を作成し提出するものとします。機能要件においてカスタマイズを必要とするものは、見積金額に含めるものとします。

なお、見積書の内訳は次のとおりとし、それぞれの金額を明記するものとします。

また、次の費用のどちらか一方でも「2 業務概要 (5) 提案価格限度額」を超える場合は失格となります。

(1) 初期構築費用（カスタマイズ費用を含む。）

※LGWAN 接続からインターネット接続への移行を検討しているため、移行に係る費用は初期構築費用に含めるものとし、接続回線の移行費用は内訳を記載するものとします。ただし、時期が未確定のため、契約後に初期構築期間内に移行しないことがわかった場合は双方で協議するものとします。

(2) 運用保守費用（令和10年4月1日から令和15年3月31日までの5年間の総額）

13 参加申込書提出後の辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届出書（第6号様式）を「5 担当部署」へ電子メールで提出してください。

件名に「辞退：横須賀市上下水道公営企業会計システム更新業務委託（会社名）」と明記してください。

14 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査は、一次審査を通過した者を対象に、技術提案書に基づくプレゼンテーションを実施します。

(1) プレゼンテーション実施

ア 実施場所

神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 1号館7階 A会議室

イ 実施日時

令和8年6月29日（月）（予定）

開始時間等の詳細は、一次審査結果通過者に対して一次審査結果とともに通知します。

なお、都合により二次審査実施日が変更になった場合は、事前に連絡します。

ウ 出席者

本業務の担当者を含め、6名以内とします。

エ 実施方法

① 一次審査後に提出した技術提案書を用いて説明を実施してください。なお、補足資料の配布は認めますが、技術提案書に記載のない新たな追加提案の配布は認めません。（そ

の場合の補足資料は正本 1 部および副本 5 部をご用意ください。)

- ② プレゼンテーションの説明は 1 提案者あたり 30 分以内とし、別途質疑応答の時間を 15 分とします。
- ③ プレゼンテーションの順番は、書類の提出順により決定することとします。
- ④ 電源、モニター(HDMI 接続)、机、椅子は上下水道局で用意します。その他の機器については、必要に応じて各自で用意するものとします。
- ⑤ プレゼンテーションは非公開で実施します。
- ⑥ 欠席した場合は失格とします。ただし、交通機関等の事故等、やむを得ない理由が生じた場合は、速やかに電話連絡し、その指示に従うこととします。

15 評価基準・評価方法等

技術提案書およびプレゼンテーションにより、公営企業会計システム更新業務受託事業者選考委員会で審査します。

点数配分については、機能要件 300 点、プレゼンテーション 200 点、提案価格 100 点の計 600 点満点とします。

機能要件確認書(第 4 号様式)に定める機能のうち、必須項目を 1 項目でも満たさなかった場合は不合格となります。

16 審査

二次審査で最高評価点を得た者を、優先契約交渉権者として決定します。

17 審査結果

審査結果は、優先契約交渉権者を決定した後、速やかに二次審査に参加した全事業者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページに掲載します。

18 提案者が 1 者のみの場合の取扱

提案者が 1 者のみの場合であっても審査は実施します。

19 仕様の調整、見積書の提出

- (1) 優先契約交渉権者と本市は、必要に応じて業務内容について協議し、契約を締結するための仕様の調整をして契約内容を確定するものとします。優先契約交渉権者は、仕様の調整で確定した仕様書に基づき、契約を申し込むための正式な見積書を提出してください。
- (2) 仕様の調整に基づき提出された見積書において双方合意に至らなかった場合は、次点者と仕様の調整を行い、これを契約者とすることもあります。

20 委託契約の締結

優先契約交渉権者より提出された正式な見積書において合意した後、優先契約交渉権者を契約の相手方として随意契約を締結するものとします。当年度の契約は、初期構築のみです。

21 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの提案に関する情報を入手するための照会窓口は、「5 担当部署」のとおりとします。
- (2) 提出された参加申込書および技術提案書等は、返却しません。
- (3) 本市が提供または貸与した資料は、本業務以外に使用できないものとします。また、知り得た情報を他に漏らしてはなりません。
- (4) 参加申込事業者名は、優先契約交渉権者を除き公表しません。ただし、別に情報開示を求められた場合は、この限りではありません。
- (5) 参加申込書等は、提出後の差し替えおよび再提出は認めません。
- (6) 事前および参加申込者に対する説明会は、開催しません。
- (7) 審査に関する電話等による問い合わせには応じられません。
- (8) 審査に対して問い合わせおよび異議を申し立てることはできないこととします。
- (9) 参加申込者は本要領に定める諸条件に同意したものとします。
- (10) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、担当部署にて協議し決定するものとします。